

平成20年5月26日

### タクシー業務適正化特別措置法の改正

#### ～福岡・北九州地域のタクシー運転者に登録制度を開始～

流し営業が中心の地域におけるタクシー事業の輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー業務適正化特別措置法を一部改正し、平成20年6月14日から福岡・北九州地域におけるタクシー運転者について、地方運輸局長が認定する講習の終了を要件とする登録制度が開始されますのでお知らせします。

#### 1. 運転者登録の対象地域

##### ・福岡地域

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、粕屋郡、糸島郡（福岡交通圏）

##### ・北九州地域

北九州市、中間市、遠賀郡（北九州交通圏）

#### 2. 対象地域の事業者数及び運転者数（個人及び福祉限定事業者を除く。）

##### ・福岡地域

(1) 事業者数 104社

(2) 運転者数 約12,000名

##### ・北九州地域

(1) 事業者数 85社

(2) 運転者数 約5,000名

#### 3. 登録機関の概要

##### (1) 名称・所在地

・福岡地域 福岡地区運転者登録センター（仮称）

福岡市博多区比恵町11番1号

・北九州地域 北九州登録センター（仮称）

北九州市小倉北区中島1丁目18番28号

##### (2) 業務開始日

平成20年6月16日（月）

##### (3) 業務の内容

①運転者講習の実施

②運転者証の交付 等

#### 4. 登録までの手続き

別紙のとおり

<問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課

担当：牛嶋、國村

電話 092-472-2527

# タクシー業務適正化特別措置法の改正

## タクシー運転者の登録を行う指定地域制度の見直し

- 指定地域の要件に、利用者利便に加え輸送の安全の観点を追加

【現行指定地域】 東京、大阪

流し営業中心  
地域に拡大

【改正後指定地域】  
(13地域) 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京  
横浜、名古屋、京都、大阪、神戸  
広島、北九州、福岡の主な指定都市  
を含む地域

これらのうち、特にタクシー事業の業務の  
適正化を図る必要と認める地域

◇ 特定指定地域 東京地域、大阪地域  
(適正化事業実施機関による街頭指導や苦情処理  
等の適正化業務を実施)

## 新しいタクシー運転者の登録制度

- 運転者登録制度に、利用者利便に加え輸送の安全の観点を追加

○ 登録要件  
【現行】 二種免許の保有等が必要

【改正後】 輸送の安全、利用者利便に関する講習の  
修了を追加

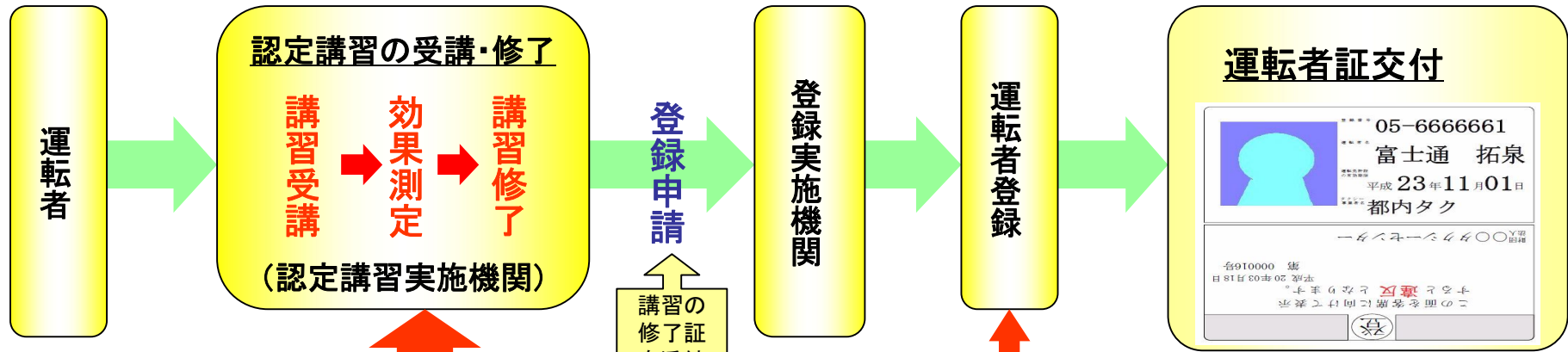
○ 登録の取消  
【現行】 法令違反行為や著しく不適当な行為をした  
とき等  
(乗車拒否、運賃の不正收受、悪質な客引き等)

【改正後】 一定の重大事故(死傷者事故等)を引き起  
こしたときを追加

○ 登録運転者の講習受講命令制度の創設  
(業務の改善が必要な運転者に講習を受講させることを命令  
→ 運転者が講習を受講しなかったときは登録取消処分)

タクシー事業の業務の適正化、輸送の安全・利用者利便の確実な確保

# タクシー運転者登録に関する一連の手続き



**講習内容**

- 法令
- 安全
- 接客
- 地理

知識の習得  
プロ意識の醸成

**登録の内容**

- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・運転者の氏名
- ・運転者の生年月日
- ・運転者の住所
- ・運転免許証の番号
- ・第二種運転免許の種類
- ・運転免許の有効期限
- ・事業者名 等

**【登録の取消要件】**

- ①タク特法、道路運送法に違反したとき
- ②命令講習を受けなかったとき
- ③重大な事故を引き起こしたとき
- ④職務に関して著しく不適当な行為をしたとき
- ⑤不正に登録を受けたとき

\* 既存のタクシー運転者については、(改正)法の施行から6ヶ月以内に登録を完了し、「運転者証」を交付

**登録の取り消し(国)**

- 悪質運転者の排除
- サービスの質向上
- 安全性の確保